

令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」 メディア向け体感ツアー業務委託プロポーザル公募要領

令和3年3月23日

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

第1 趣旨・目的

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（以下「協議会」という。）では、平成27年12月に世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」を象徴とする「長良川システム」を保全、継承していくことで、農林水産業の振興、伝統漁法や文化の継承、地域ぐるみの河川や環境の保全、観光誘客などを推進しています。

この世界農業遺産「清流長良川の鮎」の魅力を多様なメディアにより主に県外へ発信し、多くの方に長良川システムの取組みや魅力を知っていただけるよう、メディア向けの体感ツアーを実施します。実施にあたり、事業者の専門的知識と豊富な経験、自由なアイデアやネットワークなどを活用し、魅力的かつ効率的・効果的なツアーを実現していくため、企画提案を募集します。

応募のあった企画提案については、プロポーザル評価会議における評価を経て最優秀提案者を選定し、協議会との協議により業務内容を確定したのち、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

第2 募集の内容

1 業務委託名

令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」メディア向け体感ツアー業務委託

2 業務委託内容

別紙「令和3年度世界農業遺産「清流長良川の鮎」メディア向け体感ツアー業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

4 委託予定価格

上限額：1,114,605円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）とし、下記①から⑨までの要件を満たしていることが必要です。なお、共同体で参加する場合には、その代表法人が①から⑨までの

要件を満たしている必要があり、その他の構成員の法人は①及び⑨を除くすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県内に事務所又は事業所を有している法人であること。
- ④ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約にかかる指名停止措置要領」に基づく指名停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要領に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑧ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑨ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- ⑩ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者でないこと。
- ⑪ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がある者でないこと。

これらの要件は、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含まれます。）を行うことはできません。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」に記載の仕様書に従い、下記の項目について様式2に沿って作成してください。

(1) 企画案の内容等

ツアーの企画、参加者の募集及び実施

(2) 全体スケジュール

本業務にかかる全体スケジュールを記載してください。

(3) 業務の実施体制

本業務にあたる提案者の業務体制等を記載してください。

(4) 事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性

提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格などについて記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 公募要領等の公表・配布 | 令和3年3月23日（火）～4月16日（金） |
| ② 公募要領等に関する質問受付 | 令和3年3月23日（火）～4月16日（金） |
| ③ プロポーザル参加申込受付 | 令和3年3月23日（火）～4月16日（金） |
| ④ 企画提案書の受付 | 令和3年3月23日（火）～4月23日（金） |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和3年5月中旬 |
| ⑥ 選定結果の通知・公表 | 令和3年5月中旬 |

※ 配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の配布時間

午前8時30分～午後5時15分

(3) 公募要領等の配布場所

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局（岐阜県農政部里川振興課
里川振興係）

（岐阜市藪田南2-1-1 県庁8階）

※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／県の概要／組織案内／農政部／里川振興課の紹介（<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11428/>）からダウンロードして入手してください。

なお、郵送等での配布は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局あてにFAX又は郵送にて期限内に提出してください。

② 回答

質問に対する回答は、随時公表し、令和3年4月16日（金）までにすべての質問に回答します。岐阜県農政部里川振興課のウェブサイト「トップ／県政情報／県の概要／組織案内／農政部／里川振興課」上にて公表します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11428/>)

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

- ・ プロポーザル参加希望者は、**令和3年4月16日（金）午後5時15分**までに、プロポーザル参加申込書（様式1）を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。
- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提出書類

- ア 企画提案書（様式2）
- イ 法人等概要書（様式3）
- ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの）又はその写し
- エ 誓約書（様式4）
- オ 国土交通大臣、観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録が有効であることを証明する書類
- カ 見積書（様式5）
- キ 直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）
- ク 共同体構成員表（共同体で参加申込みする場合）（様式6）
- ケ 共同体協定書の写し（共同体で参加申込みする場合）（様式7）

※ 共同体で参加申込みする場合、上記イ～エの書類は、すべての構成員に係るものを提出してください。なお、共同体の代表法人以外の構成員のうち、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されていない者は以下の追加資料を提出してください。

- ア 定款又は寄付行為
- イ 事業内容及び収支内容がわかる書類（直近の事業年度のもの）
- ウ 県税事務所が交付する全税目の完納証明書
- エ 本県の区域内に事務所又は事業所を有する団体にあつては、税務署が交付する消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないことの納税証明書

② 提出部数

8部（原本1部、副本7部）

③ 提出方法

- ・ **令和3年4月23日（金）午後5時15分**までに、企画提案書等を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会（里川振興課里川振興係）まで持参又は郵

送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕を持って送付してください。

- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(8) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

- ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。
- オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ プロポーザル参加者が共同体である場合は、その構成する法人が業務委託の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
- ウ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ プロポーザル参加申込書の提出後、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添2）を世界農業遺産「清流長

良川の鮎」推進協議会（里川振興課里川振興係）に持参又は郵送により提出してください。

カ 提出書類の大きさは、日本産業規格A4判縦（一部A3判資料折込使用可）で統一してください。

キ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

ク 協議会が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

（9）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。
- ③ 事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。
- ④ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の設置に係る経費については、協議会の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）
- ⑤ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

協議会が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

2 評価会議

（1）開催日

令和3年5月中旬

（2）開催場所

未定

（3）プロポーザルの所要時間

- ・ プレゼンテーション 15分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・ プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（10分程度）

（4）注意事項

- ・ プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
- ・ 評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザ

ル参加者のプロポーザル提案を傍聴することができません。

- ・ 指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。
- ・ プロポーザル評価会議では、提出された企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施して頂きます。

3 評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ウェブサイト上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点※（得点順。応募者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

- 2 選定した最優秀提案者と協議会とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と協議会との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、協議会の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と協議会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、協議会と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

4 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本業務委託の実施計画及びスケジュールを作成し、協議会の承認を得てください。また、業務の実施にあたっては、必ず協議会と協議の上で行ってください。

5 実施報告書の提出

受託者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の取消しができます。この場合、協議会に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、協議会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁9階）

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局（岐阜県農政部里川振興課 里川振興係）

TEL：058-272-1111（内線）2893

FAX：058-278-2695

別表

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価会議の構成員の点数の合計により算出する。

評価項目及び評価内容	評価点					重み	点数
	5点	4点	3点	2点	1点		
1 ツアーの企画内容（配点：60点）							
(1) ツアーの内容は、長良川システムについての理解を深めることができるものとなっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×4	
(2) ツアーの行程は計画的であり、実現性のある内容か。また、流域4市をバランスよく訪れることができる行程となっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×2	
(3) 実施スケジュール（ツアーの実施時期、記事掲載の時期等）は、事業目的を達成できるものとなっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×2	
(4) 参加想定メディアには、県外に訴求効果を期待できる者を選定しているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×4	
2 ツアーの実現性、実施体制等（配点：30点）							
(1) ツアーの実施回数及び参加メディアの数、コースの設定（対象者、実施時期）は適切となっているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×2	
(2) 業務の実施体制、危機管理体制、参加者の安全管理、旅行保険の内容は十分であるか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×2	
(3) 過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格など、業務の遂行能力は十分であるか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×2	
3 概算経費（配点：10点）							
(1) 見積もりが目的、条件、内容に沿った妥当な金額になっているか。また、経費節減を図るための創意工夫がなされているか。	非常に優れている	優れている	普通である	やや不十分である	不十分である	×2	
総合計（満点：100点）							